

ID: 119

担当部署: 商工観光課

処分の概要	指定の承継の承認		
例規名 根拠条項	大河原町企業立地促進条例 第12条第1項		
例規番号	平成23年条例第14号		
<p>【基準】</p> <p>第12条の規定による。</p> <p>(指定の承継)</p> <p>第12条 相続又は合併その他の事由により指定企業者の権利及び義務を承継した者(以下「承継者」という。)は、町長の承認を受けて当該指定企業者の地位を承継することができる。</p> <p>2 承継者は、当該承継者としての事実を証する書類を付して、その旨を町長に届け出なければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日